

富山県畜産特別支援資金融通要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県畜産特別支援資金に係る利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大家畜経営 酪農又は肉用牛生産を行う経営をいう。
- (2) 畜産特別資金 畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「実施要綱」という。）に基づき、第4号に規定する融資機関が大家畜及び養豚経営に対して、借入金の償還のため、知事の承認を得て、融通する次の低利の資金をいう。
 - ① 大家畜特別支援資金 大家畜経営の改善に必要な資金及び後継者への円滑な経営継承に必要な資金
 - ② 養豚特別支援資金 養豚経営の改善に必要な資金及び後継者への円滑な経営継承に必要な資金
- (3) 家畜疾病経営維持資金 実施要綱に基づき、次号に規定する融資機関が高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対して、経営継続等に必要な借入のため、知事の承認を得て、融通する低利の資金をいう。
- (4) 融資機関 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を行う農業協同組合、農林中央金庫及び次に掲げる金融機関であって知事が指定したものをいう。
 - ア 銀行
 - イ 信用金庫
 - ウ 信用協同組合

(資金の種類及び貸付対象者)

第3条 畜産特別支援資金の種類は次のとおりとする。

(1) 畜産特別資金

種類	内容
経営改善資金	実施要綱別添1の第2の2の(2)のアに掲げる資金
経営継承資金	実施要綱別添1の第2の2の(2)のイに掲げる資金

(2) 家畜疾病経営維持資金

種類	内容
経営継続資金	実施要綱別添2の第2の1に掲げる、経営継続に必要な資金
経営再開資金	実施要綱別添2の第2の1に掲げる、畜産経営を再開して経営を維持できる程度の収入を得るまでの間に必要な資金

2 畜産特別支援資金の貸付対象者は次のとおりとする。

- (1) 畜産特別資金 大家畜経営については実施要綱別添1の第2の2の(3)、また養豚経営については実施要綱別添1の第2の2の(4)の定める要件に該当する者とする。
- (2) 家畜疾病経営維持資金 経営継続資金については実施要綱別添2の第3の2の(1)のアの(ア)、また経営再開資金については実施要綱別添2の第3の2の(1)のアの(イ)の定める要件に該当する者とする。

(貸付条件等)

第4条 貸付条件等については、次のとおりとする。

- (1) 畜産特別資金 貸付期間は、令和5年度から令和9年度までとし、貸付限度額、貸付利率及び償還期間は、次のとおりとする。

① 大家畜特別支援資金

区 分		貸付限度額	貸付利率	償還期間
経営改善資金	一般	実施要綱別添1の第2の2の(9)のイに規定する額	年0.74パーセント	15年以内(うち据置3年以内)。ただし、実施要綱別添1の第2の2の(9)のイの(イ)に規定する大家畜残高借換にあつては、25年以内(うち据置5年以内)
	特認			実施要綱別添1の第2の2の(9)のイの(ア)のただし書に規定する場合
	経営継承資金		年0.64パーセント	25年以内(うち据置5年以内)

② 養豚特別支援資金

区 分		貸付限度額	貸付利率	償還期間
経営改善資金	一般	実施要綱別添1の第2の2の(9)のイに規定する額	年0.74パーセント	7年以内(うち据置3年以内)。ただし、実施要綱別添1の第2の2の(9)のウの(イ)に規定する養豚残高借換にあつては、15年以内(うち据置5年以内)
	特認			実施要綱別添1の第2の2の(9)のウの(ア)のただし書に規定する場合
	経営継承資金		年0.64パーセント	15年以内(うち据置5年以内)

(2) 家畜疾病経営維持資金 貸付期間は、令和4年度から令和8年度までとし、貸付限度額、貸付利率及び償還期間は、次のとおりとする。

区 分	貸付限度額	貸付利率	償還期間
経営継続資金	実施要綱別添2の第3の2の	年0.00パーセント	7年以内（うち据置3年以内）
経営再開資金	(1)のカの(ア)に規定する額	年0.00パーセント	7年以内（うち据置3年以内）

(利子補給金の交付)

第5条 知事は、畜産特別支援資金を貸し付けた融資機関に対し、予算の範囲内で、利子補給金を交付する。

2 前項に規定する利子補給金の交付は、知事と融資機関との間で締結する利子補給契約によって行うものとする。

(利子補給期間及び利子補給率)

第6条 融資機関に対する利子補給期間及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 畜産特別資金

区 分		利子補給期間	利子補給率
経営改善資金	一般	15年以内	年0.20パーセント
	特認	25年以内	年0.25パーセント
経営継承資金		25年以内	年0.25パーセント

(2) 家畜疾病経営維持資金

区 分	利子補給期間	利子補給率
経営継続資金	7年以内	基準金利(注)×1/4
経営再開資金	7年以内	基準金利(注)×1/4

注 「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)第3の2の(3)に基づき、農林水産省が県に連絡する基準金利のうち、農業近代化資金融通法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合に適用する基準金利とする。

(債務保証)

第7条 融資機関から畜産特別支援資金の貸付けを受けようとする者は、富山県農業信用基金協会(以下本条において「協会」という。)へ債務保証の委託申込みをしなければならない。ただし、融資機関が協会の債務保証を必要でないとしたときはこの限りでない。

(借入申込み)

第8条 畜産特別支援資金の貸付けを受けようとする者は、富山県畜産特別支援資金借入申込書

(様式第1号)を、融資を受けようとする融資機関に提出しなければならない。

(利子補給承認申請)

第9条 第5条の規定による利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、貸付けを行う前に富山県畜産特別支援資金利子補給承認申請書(様式第2号)に前条に規定する書類の副本を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書を審査し、適当と認められたときは、利子補給の承認を行うものとする。

(貸付実行報告)

第10条 前条第2項の規定により承認を受けた融資機関は、畜産特別支援資金を貸し付けたとは、貸し付けた日から5日以内に富山県畜産特別支援資金貸付実行報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の額)

第11条 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間(当該期間内に新たに貸し付けた場合においては、その貸し付けた日から12月31日までの期間。当該期間内に利子補給期間が満了した場合においては、1月1日から利子補給期間満了の日までの期間)における畜産特別支援資金(延滞金を除く。)につき、第6条に規定する利子補給率で計算した額とする。

(利子補給金交付申請)

第12条 規則第3条に規定する申請書の様式等は、次のとおりとする。

- (1) 申請書 富山県畜産特別支援資金利子補給金交付申請書(様式第4号)
- (2) 添付書類 富山県畜産特別支援資金利子補給金計算明細書(様式第5号)
- (3) 提出期限 毎年1月31日

(利子補給の打切り等)

第13条 知事は、融資機関又は貸付けを受けた者が規則又はこの要綱に違反したときは、規則第15条及び第16条の規定により利子補給を打ち切り、既に交付した利子補給金の返還を命ずることができる。

(特例移動報告)

第14条 融資機関は、畜産特別支援資金について繰上償還、延滞の発生及び延滞金の入金があったときは、速やかに富山県畜産特別支援資金特例移動報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による手続等)

第15条 第12条の畜産特別支援資金利子補給金交付申請書の提出については、当該書面の提出に代えて、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成15年富山県条

例第 54 号) 第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。この場合においては、当該書面により提出が行われたものとみなす。

- 2 この要綱の規定による申請、届出その他の手続を、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年富山県規則第 22 号）第 3 条から第 6 条までの規定の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、富山県畜産特別資金融通要綱（平成 21 年 5 月 18 日付け農経第 539 号。以下、「旧要綱」という。）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 11 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年度 富山県畜産特別支援資金借入申込書

年 月 日

農業協同組合代表理事組合長 殿

住所

氏名

(年齢 才)

富山県畜産特別支援資金融通要綱第8条の規定により、下記のとおり畜産特別支援資金を借り入れたいので申し込みます。

記

資金名		資金の種類						
借入申込金額	千円	借入予定期日	年 月 日	据置期間	年 月 日			
最終償還期限	年 月 日	元金の償還方法 時期	元金均等 毎年 月日	利息支払方法時期	毎 年 月 日			
保証人 氏名				資金使途				
借入金による旧債務の借換計画(※)	借入先名	資金名	借入年月日	償還条件	利率	借入金額	借入残高	左のうち本資金による借換額
					%	円	円	円
	計							

(注) ※は、家畜疾病経営維持資金の場合、記入不要

様式第2号（第9条関係）

年度 富山県畜産特別支援資金利子補給承認申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所
融資機関名
代表者氏名

富山県畜産特別支援資金融通要綱第9条の規定により、下記の貸付けについて利子補給を受けたいので申請します。

記

借入 申込者 氏名	経営体 区分	飼養 頭羽 数	貸付予 定額	貸付条件			約定償還額		資金 の種 類
				貸付 利率	利子 補給 率	償 還 期 間	第1回	第2回 以降	
			千円	%	%	年	千円	千円	
合 計									

(注) 飼養頭羽数は、計画作成時点の実飼養頭羽数を記入

【添付書類】

- ・ 畜産特別資金
 - (1) 大家畜経営改善計画承認通知書又は養豚経営改善計画承認通知書の写し
 - (2) 融資機関支援計画承認通知書の写し
- ・ 家畜疾病経営維持資金
 - (1) 経営維持計画承認通知書の写し

様式第4号（第12条関係）

年度富山県畜産特別支援資金利子補給金交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

融資機関名

代表者氏名

富山県補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり 年 月 日から 年 月 日までの期間に係る利子補給金の交付を受けたいので、富山県畜産特別支援資金利子補給金計算明細書を添えて申請し、併せて同規則第12条の規定によりその実績を報告します。

利子補給金交付申請及び実績報告額

金

円

様式第5号 (第12条関係)

富山県畜産特別支援資金利子補給金計算明細書

融資機関名

承認 年度	貸付 実行 額	移 動 年 月 日	期首融 資 残高 (延滞額 を除く)	期中 貸付 額	計 (A)+ (B) (C)	期中償還額			期中 発生 延滞 額	利子補 給 残高 (C)-{(F)+ (G)} (H)	貸 付 日 数 期 間 (I)	積数 (H) × (I) (J)	融資 平均 残高 (J)/3 65 (K)	利子 補給 率 (L)	利子補 給額 (K)× (L) 円
						約 定 (D)	繰 上 (E)	(D)+ (E) (F)							
	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			円	%	円

